

諮 問 事 項 一 覧

資料 2

諮問番号	学 種	区 分	諮 問 事 項	備 考	頁
第1461号(1)	中学校	設置計画	(仮称)星槎もみじ中学校の設置計画について		1
第1461号(2)	高等学校	広域の通信制の課程に係る学則変更認可	星槎国際高等学校の面接指導等実施施設の追加等に係る学則変更認可について		2
第1461号(3)	幼稚園	定員減認可	名寄大谷幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について		3
第1461号(4)		廃止認可	双葉幼稚園の廃止認可について		4
第1461号(5)		法人解散認可	学校法人宮崎学園の解散認可について		5
第1461号(6)			学校法人久美学園の解散認可について		5
第1461号(7)			学校法人昆布大谷学園の解散認可について		5

(仮称) 星槎もみじ中学校の設置計画について

諮問第1461号(1)

No.	項目	申請の内容								基準に対する適否
1	名称	(仮称) 星槎もみじ中学校								適・否
2	位置	札幌市厚別区もみじ台北5丁目12番地								適・否
3	設置者名	学校法人 国際学園 理事長 井上 一								適・否
4	設置時期	平成26年4月1日								適・否
5	修業年限 収容定員 授業時数	修業年限	収 容 定 員					年間授業日数		適・否
		3年	1年	2年	3年	合計	206日			
			90人	90人	90人	270人				
6	教職員組織	区分	校長	教頭	教諭	養護教諭	事務職員	その他	合計	適・否 () 内は初年度の人数 基準 校長 1 教頭 1 教諭 9 養護 1 事務 1
		専任	1人 (1)	1人 (1)	11人 (8)	1人 (1)	1人 (1)	1人 (1)	16人 (13)	
		兼任	人 ()	人 ()	9人 (9)	人 ()	2人 (1)	14人 (10)	25人 (20)	
		計	1人 (1)	1人 (1)	20人 (17)	1人 (1)	3人 (2)	15人 (11)	41人 (33)	
		校長予定者 見方益夫								
7	校地	13,111㎡(運動場 7,306㎡)								適・否 基準 運動場 3,900㎡
8	校舎	校舎 鉄筋コンクリート造 3階建 5,662㎡ 中学校専用 2,044㎡ (参考) (星槎国際高等高等学校札幌学習センター専用 1,050㎡) (共用 2,568㎡)								適・否 基準 校舎 1,980㎡ 体育館 966㎡
9	校具・教具	校具1,343点、教具689点、図書6,100冊								適・否
10	経費及び維持方法	生徒納付金及びその他収入を充てる。								適・否
11	その他									

星槎国際高等学校の面接指導等実施施設の追加等に係る学則変更認可について

諮問第1461号(2)

項目	申請の内容	基準に対する適否																																								
1 名称	星槎国際高等学校																																									
2 位置	芦別市緑泉町5番12号																																									
3 設置者	学校法人 国際学園(理事長 井上 一)																																									
4 校長名	佐藤 尚正																																									
5 変更の理由	生徒の学習環境の充実を図るため、学習センターの移転及び面接指導等実施施設を追加するほか、生徒の多様なニーズに応えるため、外国の教育区域を新たに追加する。 また、学習指導要領の改訂に伴い教育課程編成を変更する。																																									
6 変更の時期	平成25年4月1日																																									
7 変更の内容	<p>(1) 学習センターの移転</p> <p>ア 札幌学習センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札幌市厚別区もみじ台北5丁目12番</td> <td>札幌市中央区北5条西12丁目</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 八王子学習センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都八王子市元八王子町2-1419</td> <td>東京都八王子市小宮町922-7</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 福岡西学習センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡県福岡市中央区白金1丁目6-2</td> <td>福岡県福岡市城南区別府2丁目13-29</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 面接指導及び試験を行うことのできる施設の追加 星槎名古屋中学校(愛知県名古屋市中村区名駅南4-6-38)</p> <p>(3) 教育区域の追加 海外在住の日本人に対し、通信制課程による高等学校教育の機会を提供するため、現在の教育区域である国内47都道府県及び国外20カ国に、新たに国外の34カ国を追加する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>1. スリランカ民主社会主義共和国 2. パキスタン・イスラム共和国 3. バングラデシュ人民共和国 4. ミャンマー連邦共和国 5. アラブ首長国連邦 6. イラン・イスラム共和国 7. サウジアラビア王国 8. トルコ共和国 9. バーレーン王国 10. カタール国 11. オーストリア共和国 12. オランダ王国 13. スイス連邦 14. スペイン 15. チェコ共和国 16. ハンガリー 17. ベルギー王国 18. ポーランド共和国 19. ルーマニア 20. ロシア 21. スウェーデン王国 22. エジプト・アラブ共和国 23. ケニア共和国 24. 南アフリカ共和国 25. カナダ 26. グアテマラ共和国 27. コスタリカ共和国 28. コロンビア共和国 29. パラグアイ共和国 30. パナマ共和国 31. ベネズエラ・ボリバル共和国 32. ペルー共和国 33. ニューージーランド 34. ブータン王国</p> </div> <p>(4) 教育課程表の改訂 学習指導要領の改訂に伴い、教育課程表における「国語」、「英語」、「家庭」、及び「情報」の科目設定を変更する(平成25年度以降の入学生に適用)。</p>	変更後	現行	札幌市厚別区もみじ台北5丁目12番	札幌市中央区北5条西12丁目	変更後	現行	東京都八王子市元八王子町2-1419	東京都八王子市小宮町922-7	変更後	現行	福岡県福岡市中央区白金1丁目6-2	福岡県福岡市城南区別府2丁目13-29	<p><input checked="" type="checkbox"/> ・ 否 高等学校通信教育規程第11条 「他の学校等使用可」</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ・ 否</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ・ 否</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ・ 否</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ・ 否</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ・ 否</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ・ 否</p>																												
変更後	現行																																									
札幌市厚別区もみじ台北5丁目12番	札幌市中央区北5条西12丁目																																									
変更後	現行																																									
東京都八王子市元八王子町2-1419	東京都八王子市小宮町922-7																																									
変更後	現行																																									
福岡県福岡市中央区白金1丁目6-2	福岡県福岡市城南区別府2丁目13-29																																									
8 教職員組織	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>校長</th> <th>副校長</th> <th>教頭</th> <th>教諭</th> <th>養護教諭</th> <th>講師</th> <th>事務</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専任</td> <td>1</td> <td></td> <td>3</td> <td>110</td> <td>2</td> <td></td> <td>21</td> <td>8</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>兼任</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>18</td> <td></td> <td>76</td> <td>14</td> <td>3</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1</td> <td></td> <td>3</td> <td>128</td> <td>2</td> <td>76</td> <td>35</td> <td>11</td> <td>256</td> </tr> </tbody> </table>	区分	校長	副校長	教頭	教諭	養護教諭	講師	事務	その他	計	専任	1		3	110	2		21	8	145	兼任				18		76	14	3	111	計	1		3	128	2	76	35	11	256	<p><input checked="" type="checkbox"/> ・ 否 教員 5人以上、教育 上支障なし 事務職員 相当数</p>
区分	校長	副校長	教頭	教諭	養護教諭	講師	事務	その他	計																																	
専任	1		3	110	2		21	8	145																																	
兼任				18		76	14	3	111																																	
計	1		3	128	2	76	35	11	256																																	
9 経費及び維持方法	生徒納付金及びその他収入を充てる。	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 否																																								
10 備考	本認可にあつては、学校教育法(昭和22年法律第26号)第54条第3項の規定により、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならないこととされている。																																									

幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について

【 定 員 減 】

諮問番号	第 1 4 6 1 号 (3)	
1 名 称	名寄大谷幼稚園	
2 位 置	名寄市西 5 条南 2 丁目 10 番地	
3 設 置 者	学校法人名寄大谷学園 理事長 白井 慶子	
4 園 長	白井 慶子	
5 変更の時期	平成25年4月1日	
6 変更の理由	地域における幼児数の減少	
7 変 更 内 容	現行	8 学級 1 8 0 名
	変更	8 学級 1 5 0 名
	増減	▲ 3 0 名
8 経 費 及 び 維 持 方 法	入園料、保育料、その他納付金等	
9 教職員組織及び 施設整備の状況	基準を充足	
10 備 考	園児数 (H24. 5. 1) 121名	

幼稚園廃止認可について

諮問番号	第1461号(4)
1 名称	双葉幼稚園
2 位置	帯広市東4条南10丁目9番地
3 設置者	臼田 時子
4 設置年月日	大正11年1月27日
5 廃止の理由	園児数の減少及び設置者の高齢化のため
6 園児の処置	在園児は5名のうち5歳児2名は卒園。ほか3名は他の幼稚園へ転園予定。
7 教職員の処遇	教職員3名は幼稚園廃止後退職予定。
8 廃止の時期	平成25年3月31日
9 指導要録等の 保管	設置者にて保管

学校法人の解散認可について

諮問番号	第1461号(5)
1 名 称	学校法人 宮崎学園
2 位 置	札幌市北区新琴似7条6丁目2-1
3 理 事 長	宮崎 義晴
4 解 散 時 期	平成25年3月31日
5 学 校 名	琴星幼稚園(廃止認可済)
6 解 散 の 理 由	私立学校法第50条第1項第1号
7 残 余 財 産 の 処 分	残余財産については、寄附行為に基づき処分する。

諮問番号	第1461号(6)
1 名 称	学校法人 久美学園
2 位 置	札幌市厚別区もみじ台東7丁目9-2
3 理 事 長	須合 経一
4 解 散 時 期	平成25年3月31日
5 学 校 名	札幌あすなろ幼稚園(廃止認可済)
6 解 散 の 理 由	私立学校法第50条第1項第1号
7 残 余 財 産 の 処 分	残余財産については、寄附行為に基づき処分する。

諮問番号	第1461号(7)
1 名 称	学校法人 昆布大谷学園
2 位 置	磯谷郡蘭越町昆布町26番地
3 理 事 長	金石 晃陽
4 解 散 時 期	平成25年3月31日
5 学 校 名	昆布大谷幼稚園(廃止認可済)
6 解 散 の 理 由	私立学校法第50条第1項第1号
7 残 余 財 産 の 処 分	残余財産については、寄附行為に基づき処分する。